

# 消防団員募集

あなたの力を地域防災のために



自分たちの地域は自分たちで守るという精神で、地域の安全・安心を守るため活動する消防団。大切な街を守る仲間を募集しています。地域防災にあなたの力が必要です。

危機管理課  
☎995-1817

## 消防団員は非常勤の地方公務員

消防団は、市の消防機関の一つです。消防署の職員は常勤の地方公務員ですが、消防団員は、普段は他の仕事をしていたり学生だったりする非常勤で特別職の地方公務員です。現在、市消防団では男性 215 人、女性 21 人、計 236 人の団員が活動しています。

## 災害時には消火活動を実施

消防団の主な活動は、各地区ごとに組織されている分団に所属し、それぞれの分団の詰所を拠点として行います。女性の方は、女性消防団に所属し、裾野消防署を拠点として活動します。

### 災害時の活動

消火活動、救助・救出活動、防災活動、避難誘導などを行います。

### 平常時の活動

災害時に備えた訓練、防災啓発活動、防災活動、高齢者住宅の訪問、応急手当の指導などを行います。



消防庁の消防団オフィシャルウェブサイト

☎ <http://www.fdma.go.jp/syobodan/index.html>

市公式ウェブサイト

☎ <http://www.city.susono.shizuoka.jp/kurashi/6/8/index.html>

## 入団後の処遇 ～報酬の支給、公務災害補償など～

### 報酬・手当の支給

年間一定の金額（数万円程度）が報酬として支給されます。災害への出動や訓練を行った場合などに、手当が支給されます。

### 公務災害補償

消防団として活動中に負傷した場合は、治療費用などが補償されます。

### 被服などの貸与

活動に必要な活動服、制服などが貸与されます。

## 18歳以上の健康な方を募集！

市内に住んでいるか通勤している 18 歳以上の健康な方であれば、男女問わずどなたでも入団できます。

## 協力事業所に表示証～社会貢献の証～

市では、消防団協力事業所表示制度を実施しています。複数の従業員が消防団に入団し、就業時間中の消防団活動に積極的に支援している事業所を、消防団協力事業所として認定しています。消防団協力事業所に認定されると、社会貢献の証として表示証が交付されます。また、県に納付する税金が軽減される場合があります。適用を受けるには、一定の条件があります。東部危機管理局地域支援課 ☎ 920-2182 へお問い合わせください。

